

中国の法概念について考える

— 「新時代」の「法治」が示すもの —

但 見 亮*

- I 議論の枠組みへの疑問
 - II 「新時代」の様相
 - III 「新時代」の「法」
- おわりに

法哲学者の森村進は、その書『法哲学講義』（筑摩選書、2015年）において、儒家と法家の統治の考え方の違いを説明したうえで、「この対立は、法の果たすべき役割の評価についてのものであって、〈法とは何か〉という法の概念に関するものではなかった」（63頁、なお太字も原文）と指摘している。

法哲学の概説書で中国を中心に東アジアに1節が割かれ、（伝統的法概念が中心であるが）詳細に論じられること自体稀有なことで、中国法を研究対象とする者として大変喜ばしいことであるが、同時に、現代中国においても「〈法とは何か〉という法の概念」についての考察が主に「法の果たすべき役割の評価」にとどまっているのではないか、それが（中国で現在強力に提唱される「法治」¹⁾の理解や評価についての大きな違いをもたらしているのではないか、との思いを引き起こされるに至った²⁾。

本稿はこのような意識に基づき、習近平指導下の所謂「新時代」に推進される「法治」の姿の検討を通じて、そこで言うところの「法」とは何かを浮かび上が

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第19巻第1号 2020年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学法学研究科教授

1) 通常「依法治国」と同義（またはその略称）と考えられ、本稿で「法治」とするとき、その意味で用いる。

らせるとともに、そのような「法」が示す「新時代」の行方についても若干の考察を試みたいと思う。

I 議論の枠組みへの疑問

「新時代」の「法治」については、「新時代」に至るまでの歴史的経緯の定位、そしてその「法治」とは如何なるものかという評価の基準について疑義なしとは言えないところがある。多少迂遠ではあるが、本題の検討に入る前に、まずそれが論じられる一般的な文脈または議論の構図について紹介し、その問題点を指摘しておきたい。

1 歴史的定位について

「新時代」に対しては「旧時代」（もちろん通称でも俗称でもない）が想定されるわけで、鄧小平の指導下で進められたいわゆる改革・開放期がその意味で「旧時代」ということになるのだが、当然この「旧時代」も改革すべき「旧旧時代」（同）を前提としており、それは長きにわたる毛沢東時代、ということになる。

統治のあり方、とりわけそこでの法の用いられ方（及びその理論的位置づけ）も、このような時代との関係で変化してきたことは言うまでもない。確かに、90年代半ば以降、当時の指導部が「依法治国」を打ち出し始め、それ以降公的な文言が従前の「法制」から「法治」に徐々に変化してきたのであり、習近平時代の途中から打ち出された「新時代」と「法治」とが時期的に一致しているわけではない³⁾。とは言え、党中央委員の全体会議の公式文書に「全面的法治」が冠され、「法治」が党の中心的施策として推し進められるといったことは、習近平の「新

2) 本テーマについては、鈴木賢・高見澤磨『中国にとって法とは何か——統治の道具から市民の権利へ』（岩波書店、2010年）が、歴史的な経緯から現代までの変化を丹念に論じている。但し、同書は中国における法道具主義的観念をふまえ、「誰にとっての法なのか」という見地から、主に道具の使用者と使用法の変化を鳥瞰するものである。本稿は、所謂「法治」における法概念そのものを考察する点、及びそれを「新時代」に見られる特徴から考察する点で、屋上屋を重ねるの憾みなきことを期すこととしたい。なお、本稿で「法」とするとき、それは（法概念論的に考察した）中国における「法」のことを指す。

時代」になって初めて生じた事態であり、「毛沢東時代＝人治、鄧小平時代＝法制、習近平時代＝法治」という捉え方はいわば公式の見解ということができるだろう⁴⁾。

毛沢東時代を批判することは所謂政治的にデリケートな問題であり、「旧旧時代」の「人治」について中国で多くが語られるわけではないが、その問題が強く意識されたからこそ「改革・開放」が行われ、その基礎として「法制」が推進された、という認識は広く共有されている。そして法規の整備とその執行という「法制」の基礎の上に、統治機構への制約と人権の保障といった原理に基づく有機的・体系的かつ実質的な「法治」を実現する、というものが、世紀の変わり目から少しの間まではよく見られる論法であったと思われる⁵⁾。

とはいえ、歴史的に見れば、このような論法には少々無理がある。鄧小平に限らず、文化大革命などの政治運動で辛酸を舐めた毛沢東後の指導グループが、毛沢東時代の「人治」の再来を強く警戒していたことは確かであるが、その方法は主に、最高指導部における集団指導の確立と一定年齢での引退、そして引退後の不訴追など、所謂「潜規則」(暗黙のルール)による「ワンマン」防止であって、法により政治(＝党)を統制する、というようなものではない。

実際のところ、鄧小平の指導の下で1982年に制定された憲法(形式上は改正)では、直前の1978年憲法(同)で高らかに掲げられた「二つの全て」(毛沢東の決定と指示はすべて絶対であるとする思想)は除去され、憲法こそが国家の最高法規であるとされたものの、その憲法の内容は改革・開放の過程で必要に応じて無視され、現状追認的な党中央の政策に応じて土地使用権や私営企業などが徐々

-
- 3) 習近平は「新時代中国特特色社会主義思想」を2017年の第19回党大会演説(3時間半に及ぶ)で打ち出しており、同思想が翌年の憲法改正で前文に組み入れられている(その際この思想の名称に「習近平」が冠されている)。
 - 4) 中国人民大学教授の韓大元は、2019年1月10日に一橋大学で行った講演において、毛沢東期の「人治」への反省から改革・開放期の「法制」(法整備)を経て、現在憲法の下で法の体系・内容を整えそれを体現する「法治」の時代に入った、としている。
 - 5) 徐顕明等編『法治社会之形成与発展』(山東大学出版社、2003年)所集の各論文に顕著であり、例えば陳信勇(浙江大学教授)は、制度の側面で規範体系を確立し、法律の有機的運行を遂げたのち、さらに深い文化的側面に及ぶ、とする(同書782頁以下所集論文)。なお同書には日本や韓国だけでなく、欧米さらに台湾の研究者による報告も掲載されており、「法治」の核心部分の共通性・普遍性、という前提が感じられる。

に広がり、このような所謂「良性違憲」状態がその後憲法の改正を導く、という様相が見られている⁶⁾。

また、憲法の前文には「今後も継続して」共産党が人民を導いて統治を行っていくことが宣言されており、(毛沢東の)「人治」に代わって統治を行っていくのは党である、とはっきり述べられているのであって、何より中国の人々自身、現在は党ではなく法が統治しているのだ、などとは思っていないだろう。

要するに、毛沢東時代の「人治」が否定されたのは、それが“Rule of the Man”だったからであり、それに対置されるものは「法治」ではなく、むしろ「党治」(“Rule of the Party”)なのである。毛沢東時代に政策実現方法として大衆運動が特に重視されるとともに、文化大革命期には「無法無天」とも称される状況が出現するなど、「旧旧時代」に法が軽視ひいては無視されていたことは事実であるし、「法制」の提唱においては、確かに“Rule of the Man”の再来防止が期待された側面もある。とはいえ、あくまでそれは“Rule of the Party”の維持と強化を主眼とするものであり、決して“Rule of Law”により“Rule of Men”を乗り越えようという考えに基づくものではない。

以上のように、「人治」から(「法制」そして)「法治」へ、というよく見られる構図は、統治の主体とその方法を混同するもので、対応関係・連続関係にないものをそうであるかのように並べる憾みがある。それはむしろ、(毛沢東の)「人治」から(集団指導による)「党治」へ、という統治の主体の側面と、政策ひいては号令に基づく(革命的な)大衆運動からルールに基づく「法制」そして「法治」へ、という統治の方法の側面とに分けるべきであろう。

2 Rule of Law と Rule by Law

以上のような認識に基づけば、改革・開放期に提唱された「法制」だけでなく、現在中国で提唱される「法治」もまた方法と言うべきものに過ぎず、いずれも「法の支配」(Rule of Law)ではなく「法による支配」(Rule by Law)である、とする見解が素直に導かれそうである⁷⁾。

6) 「良性違憲」については萩鉄川「論良性違憲」『法学研究』1996年4期89頁参照。

実際に、中国では（また特にこの点を意識しない西側の記述でも）「法治」の訳として Rule of Law が一般に用いられるものの、中国法における「法治」の内容を問題にする指摘は一般にそれは Rule of Law ではなく Rule by Law である、とするものが多い⁸⁾。

論者は別に、この見解に反対するつもりはない。もちろん、Rule of Law 自体、形式的なものから実質的なものまで（及びその実質如何）、またコモン・ローをベースに自生的・慣習的・裁判形成的なルールを想定するものから、国家制定法をベースに立法機関を通じた民主的統制を重視するものまで様々であり、その理解は一様ではない⁹⁾。さらに、リアリズム法学のように、法の解釈や適用という装いの背後に、目的に応じて法を創造していく主体の存在を見出す理解もありうるが、とりあえず中国でいう「法治」が Rule of Law なのか、それとも Rule by Law なのか、という問いに限定するならば、それは明らかに後者である（ように見える）、という答えが妥当するだろう。

とはいえ、論者が本稿で行いたいのは、このような単純に二択化された問いに答えることではなく、このような捉え方の前提というべき問題、すなわちここでいう Law とは何か、ということである。従来この点が十分に明確にされないまま、それが Rule of Law か Rule by Law か、ということが問われてきたのではないだろうか。それは、一面では中国における「法治」の輪郭をあいまいにしてしまうとともに、その内容そして変化を量るための基準を「中国特色」と「西洋普遍」という極端にデフォルメされた二択であるかのように煽り立てる風潮を招き、結局相互に「不毛な裏返し」に過ぎない「オリエンタリズム」と「オクシデ

7) 森村前掲書も正に、「中国でいう『法治』とは『法の支配』というよりも『法による支配 rule by law』である」と指摘している（64頁）。

8) 鈴木・高見澤前掲書もそうであるが、一般にブライアン・Z・タマナハ（四本健二監訳）『法の支配』をめぐって』（現代人文社、2011年）における指摘がしばしば引用されている。なお「法治」の訳語については、中国語の「依法治国」に沿って、“Rule according to the Law”とするものも見られる。

9) 高田敏「『形式的法治国・実質的法治国』概念の系譜と現状——その検討と『普遍化的法治主義』の提唱——」『法科大学院論集』（近畿大学）第2号（2006年）は、「法治国」の「形式」と「実質」の議論を紹介しつつ、「その用語法にはゆらぎが認められる」と指摘する（3頁）。但し高田自身は「法の支配」をも含めて「ヨーロッパにおける法治主義の普遍化と共通化」を見出し、「普遍化的法治主義」を提唱している（55頁以下参照）。

ンタリズム」の「暴き合い」の様相を呈することになりかねない¹⁰⁾。

このような意識に基づいて、以下ではまず、現在所謂「新時代」の提唱の下でその統治のかたちとして強調される「法治」（原語ではしばしば「依法治国」と表現される）に見られる特徴について概観し、その様相及び内容を明らかにすることを通じて、「新時代」の「法」を探るための手がかりをつかみたいと思う。

II 「新時代」の様相

1 「反腐敗」と「絶対忠誠」

習近平は第18回党大会で党の総書記に就任して間もなく（かつ国家主席の地位に就くより前に）、「蠅も虎も同時に叩く」との方針を打ち出し、徹底的な「反腐敗闘争」を開始した。

当初習近平については、その父が文化大革命による迫害を受けて失脚し、かつ習自身も陝西省の奥地での労働を経験していること、さらに憲法実施30周年を記念した講演で、「憲法の尊厳を守り……実施を保証し……原則を固く守ること」を高らかに謳ったことも相まって、立憲主義に理解のある姿勢を示すのではないかという期待も見られていた。

しかし、就任後間もなく顕著な政策的特徴となった「反腐敗」は、共産党の機関である紀律検査委員会が、「双規」¹¹⁾により党・政府高官から行政・企業・大衆自治組織の末端に至るまで秘密裏の身柄拘束下で長期の取調を行う、という様相を呈するものであり、そこに「憲法の尊厳」やその「原則を固く守る」意志などはとても感じられるものではなかった¹²⁾。

この「反腐敗」は、それにより中央軍事委員会の最高指導者層（習近平に次ぐ

10) この部分の記述はヴェーバー『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』（岩波文庫、1998年）の折原浩による解説（207頁）から引用または視点を借りたものである（論者による曲解または誤用の虞はあるが）。

11) 二つの指定、という意味で、要するに取調対象に対して、紀律検査委員会が指定した時期に指定した場所になさい、と命ずること、すなわち長期にわたる秘密裏の身柄拘束とその下での取調を指す。紀律検査委員会自身の規則にその権限が規定されているものの、憲法や刑事訴訟法及び関連の法規には何の規定も見られない（憲法上公民は公安機関によらなければ「逮捕」されない、と規定されている）。

位置づけ)が相次いで失脚し訴追され、さらには改革・開放期の不文律となっていた党中央政治局常務委員不可侵(退任後)が破られるなど、「新時代」の到来を明確に告げるとともに、頂点から末端まで幅広く大量の党・政府指導者が「腐敗」で摘発されたこともあって、人民に圧倒的な支持を得たものとされている。

とはいえ、そこでは江沢民や胡錦濤など、従前の指導層とのつながりが深い者を取り除かれ、習近平との距離に近い者はお構いなし(それどころか交代で高いポストに就けられた)とする所謂「選択的反腐敗」の疑いがしばしば叫ばれている¹³⁾。さらに、その前提として、習近平を「核心」とする党中央への「絶対忠誠」が強調され¹⁴⁾、その姿勢が不十分な者がしばしば「妄議中央」であるとして非難され、失脚する事態に至っている¹⁵⁾。

習近平の側近と目される栗戦書が強調したように、習近平の「新時代」が提唱されるに伴って、「定於一尊、一錘定音」¹⁶⁾すなわち習近平への崇拜とその鶴の一声によりすべてが定まる、という方針(態度)があらゆるところで求められる事態になっている。

2 「真善美」と「徳」

習近平は浙江省の党委員会書記など各地で政務を担当していた頃から既に自らの講話を広く発信する傾向が見られていたが、その内容には黨員そして中国人の「徳」を提唱するものが数多く見られている。総書記就任後もこの傾向は顕著で、講演ではしばしば社会主義の属性として、または共産黨員の有すべき精神として、

12) 「反腐敗」の様相については、但見亮『中国夢の法治—その来し方行く末』(成文堂、2019年)76-77頁を参照されたい。

13) 例えばBBC記事「焦點：習近平反腐 勝利在望還是危機四伏？」(https://www.bbc.com/zhongwen/trad/multimedia/2016/03/160308_ana_xijiping_anti_corruption)など。

14) 例えば人民日報2019年1月25日5面に掲載された江西省党委書記の劉奇による講演「錘煉絶対忠誠的政治品格」など。

15) 北京市委副書記の呂錫文は正に「妄議中央」等を問題とされて党と国家の職を解かれた、とされている。BBC記事「北京市委原副書記『妄議中央』被雙開」(https://www.bbc.com/zhongwen/trad/china/2016/01/160105_china_corruption_beijing)参照。

16) RFA記事「王沪宁神隱 栗战书强调习近平『定于—尊』」(<https://www.rfa.org/cantonese/news/CCP-07182018091326.html>)など。なお、この言葉自体は習近平自身による発言である。

さらには中国伝統の美德として、「真善美」が打ち出されていた¹⁷⁾。

まじめに考えると簡単には整合しない（またはそれぞれのフェイズが異なる）「真善美」をまとめて強調する姿勢には、若干の思慮の欠如またはコミットメントの意識の欠落の感を禁じ得ないが、いずれにしても、「真善美」を核とした「徳」の強調は、共産党や国家機関に従事する者たちへの訓示や心得に留まらず、関連の組織や企業、さらには広く社会そして各人民に、このような「徳」への「信仰」が求められることとなっている¹⁸⁾。

固より、権力の淵源として民主主義的正統性を調達することが困難な共産党にとって（もちろん「中国特色」的「民主」による正統性は強調されるが）、革命の伝統とその実質的優越性こそが権力のよりどころであり、共産党の統治の結果としての「富強」とともに、共産党の本質としての「徳」はしばしば強調されることとなる。

ただ「新時代」に至り、そのような「徳」が党员全体、ひいては人民一人ひとりに要求されるという様相が顕著に見られており、その「核心」に据えられるのが「習近平語録」とも言うべき書物の学習である。

直近でも、2019年9月には「不忘初心、牢记使命論述摘要」、同年10月には「習近平新時代中国特色社会主義思想学習綱要」が出版され、その後全国でこれらをテーマとする教育活動や学習会が様々な形式で展開されており、各レベルの党書記を筆頭に、各党员が一定時間一定回数の関連活動（講演や学習会、宣伝など）を行うだけでなく、「学習強国」などのアプリを利用して「日常の『充電』を強化する」ことが求められ、さらに党员以外の一般大衆に対しても、「鄉村夜話」や「田園授業」など「大衆が喜んで聞き楽しく見てくれる方式」で、「通俗的かつ分かりやすく習近平新時代中国特色社会主義思想を宣伝、解説する」こと

17) 例えば2014年10月15日「文芸工作座談会」における講話での「我が文芸は社会主義文芸であり、愛国愛党の真善美精神を高揚させなければならない」など。

18) 2019年10月27日に中共中央と國務院が連名で公布した「新時代公民道德建設實施綱要」は、「人民に信仰があり、国家に力があってこそ民族に希望がある」のであって、「信仰信念は人生の方向を導き、道德の追求を導く」のであるから、「愛国勤勉信義誠実と友善……を唱道し……社会公共道德、職業道德、家庭美德そして個人の品性道德を全面的に推進しなければならない」としている。

が求められている¹⁹⁾。

3 不思議な「法治」

このように、「新時代」の「法治」の下では、党による強力な「反腐敗」が推進され、またその精神として「真善美」の「徳」が強調されるのだが、これらの組み合わせからしても理解が困難なのが現実の「法治」の姿である。

2015年に発生した所謂「709事件」では、陳情や政府への抗議等を煽動したことを理由に、弁護士や「維権」（弱者の権利保護）活動家など、300人を超える身柄拘束者が出たとされているが、その際、主要な弁護士が（しかも被疑者としての拘束段階で）TVの前で「公開懺悔」したり、その後3年にわたり全く音信不通になり、家族どころか家族が選任した弁護士との接見も許されないなど、「法治」を支えるはずの人々への弾圧と思しき状況が出現した²⁰⁾。

また2018年末には、陝西省の炭鉱開発権に係る紛争に関して、最高人民法院院長が直接事件に介入し、高級人民法院の判決を覆して上訴人を勝たせるよう担当裁判官に指示した、として、ほかならぬ担当裁判官が「不測の事態が起こった時のために」ネット上で告発する、という事件が発生し、（少なくとも国外では）大きな注目を集めたが、結局また同裁判官がTV前で、「職場への不満」から行った自作自演の虚構であったと「公開懺悔」することで幕引きとなっている²¹⁾。

これら「法治」に直接かかわる人々の状況を見れば、「被法治」というべき立

19) いずれも江西省塘湾鎮党委員会による指示「关于塘湾镇“不忘初心、牢记使命”主题教育实施方案」（2019年9月18日）から引用。また全国の党員及び公務関連人員（非党員含む）が「学習強国」アプリで毎日一定時間党の思想を学びテストに合格しなければならぬことについては、BBCの関連記事（<https://www.bbc.com/zhongwen/trad/chinese-news-47250294>）が詳しい。

20) 日本でもNHKスペシャル「消えた弁護士たち 中国“法治”社会の現実」（2018年7月11日放送）がこの事件（とりわけ音信不通となった弁護士の家族）について詳しく紹介している。

21) 同事件については、BBC中国語記事「崔永元爆料：最高法丢失案卷的“千亿矿权案”是怎么回事」<https://www.bbc.com/zhongwen/simp/chinese-news-46720037>が詳しく報じている。また本件「公開懺悔」は翌年2月22日に中央電視台のニュースで流されている。

場に置かれる一般の人々の状況は推して知るべしである。

もちろん、党・政府から猛烈な批判や反論が見られるように、西側で（に）報道される物事は、その背後に強い目的やバイアスを抱えており、全くの虚偽とは言わないまでも、その客観性やスタンスには偏りがあり、中国の物事を正確に伝えていない、という側面があるかもしれない。とは言え、ウイグルでの100万人ともいわれる強制収容疑惑、全国各地で行われるキリスト教会や寺院・廟などの破壊と「社会主義的改造」²²⁾、大きなイベントやセレモニーのたびに行われる「敏感人物」（要注意人物）の失踪や「被旅行」（重点地域からの強制隔離）、広範囲の住民に対する外出禁止・行為規制、さらには図書館や学校などでの「傾向性書籍」の廃棄など²³⁾、憲法上の人権侵害どころか、法的根拠すら明らかでない（少なくともそれが明確にされない）まま行われる法的権利のはく奪についての告発は枚挙にいとまがない。

4 まとめ——「法」の違い

以上のように、現在「法治」の提唱の下に頻繁に出現している（と指摘される）事態は、とても我々が法治という言葉により想起できる種類のものではない。極端に言えば、それはRule of LawどころかRule by Lawですらないし、あまつさえ（「依法治国」のためにわざわざ作られた）Rule according to the Lawと言えるかどうか疑わしい。蓋し、それらの事態においては、そこで権力を行使する実体が、何の法規や規定によりそのような権限を賦与され、また何に基づいて具体的な行為を行っているのかが全く説明されず、それを推測しようもないからである。

これらについては、その存在が否定又は無視されるか、または全くの誤解であ

22) 教会や寺院・廟に習近平や毛沢東の肖像や語録を掲げたり、習近平思想の学習を行うなど。例えば2019年9月14日のBitter Winterは、河南省の教会で掲げられていた「十戒」が「習語録」に張り替えられたことを写真付きで報じている（<https://bitterwinter.org/xi-jinpings-quotes-replace-the-ten-commandments/>）

23) 甘肅省鎮原県政府の図書館の蔵書65冊が、「（一定の）傾向性」があるとして廃棄された事件。2019年10月23日の政府HPでの広報は、本を焼却するという衝撃的な写真も相まって「焚書」として激しい批判を招いた。<https://www.bbc.com/zhongwen/simp/chinese-news-50727670> など参照。

ると説明されることもあるし²⁴⁾、そのような事態の存在自体は認めたとえて、個別事例における(担当者等の)行き過ぎまたは違法・不当の類であって、いわば極端な例外であるにすぎない、という説明もしばしばみられる²⁵⁾。とは言え、このような事態の量の多さ、範囲の広さそして規模の大きさは、むしろそれが所謂「新常态」であると考えたほうがより整合的であるように思われる。

とすると、やはり「法治」の名の下に違法(無法)状態が横行しているのだ、という結論に至らざるを得ないようにも思われるが、ここでは一度形式的・名称的な前提から離れ、もう一度中国の政府や党から示される見解の意味を考えてみたいと思う。

上記問題に限らず、「法治」との整合性ひいては合法性に疑いのある様々な事象について、中国から示される説明は往々にして、「中国は法治国家であり、(その問題は)厳格に法に基づいて処理される」というものであるが²⁶⁾、ではそこでいう「法」とは何だろうか。

中国に限らず、現在その国の法とは何か、という考察を行うとすれば、そこには法定の法規制定機関が法律上の手続に基づいて制定した「法規」²⁷⁾が大量に存在しており、畢竟それらの規定を対象に(または少なくともそれらを意識しながら)、そこで機能している法の内容や実際について検討し、その結果としてそこでいう法とは何かを考えることになりがちである。

中国の上述のような状況を見る限り、中国で「法規」に沿って物事が行われて

24) ウイグルの強制収容については、当初中国の国連代表がその存在を否定したものの、その後(ゲッターではなく)「職業技能教育トレーニングセンター」である、との説明に変わり、中央テレビ台の報道特集番組「焦点訪談」(2018年10月16日放送)で、歌や踊りや娯楽と自由に満ちた「学生宿舎」での活動や、「党と政府が救ってくれたことを非常に感謝している」と語る「学生」の姿など、同センターでの明るく楽しく有意義な学生生活が紹介されている。

25) 例えば上述の「焚書」事件では、それを指示したはずの鎮原県政府が、図書館の「海賊版・違法出版物処理における不当行為」に対して「厳正な批判」を行い、「当事者に対して深い調査を行い厳粛に責任を追及する」としている(https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_5200137 参照)。

26) 上記「焦点訪談」でも、同センターの設立・運営は「関連の法律と法規の規定に基づき」、テロ、宗教そして民族問題という「世界的難題」を「根源的に解決するため」である、としている。

27) 以下本文において「法規」というとき、いずれもこの意味で用いる。

いる、と考えることは難しい。とはいえ、上記の例からも明らかなように、少なからぬ事態は広範囲に及ぶ大規模なものであり、これがいずれも裁量的、恣意的または違法ひいては無法に行われている、とは思えない。

そうすると、そこには何か他のルールがあるのではないか、そのルールに従って物事が粛々と行われているのではないか、と考えるのが自然であろう。ではそれは何だろうか。

端的に言えば、それはH. L. A. ハートが言うように、公務員をはじめとして「内的視点」を以て国家機関の運行に当たる人々、そしてその様な運行を受け入れ、補助し、さらにそれに参加する人々により、従うべきである（または従わなければならない、さらには従うものだろう）と考えられかつ従われているところのルールである²⁸⁾。

正にハートの書が「法の概念」と題するように、このような人々が従うところのルールこそが（少なくともハートによれば）法なのであって、本稿で問題とするところに引き付けて言えば、中国で公務に携わる人々²⁹⁾、そして広く人民が従うべきだと考え、また実際に従っているところのルールこそが、中国における「法」である、ということになる。

そのように考えるとき、中国で今行われている「新時代」の「法」とは何か、すなわち「反腐败」的統治と（習近平への）「絶対忠誠」及びその裏返しとしての「妄議中央」への厳罰（上記1）、そして党指導者により提唱される「真善美」と「徳」（同2）を前提とし、3のような極端な状況をも包含しうるものとして考えられる「法」とは何か、という問いが浮かび上がってくるのである。

以下ではこの意識に基づいて、「新時代」の「法」の輪郭を明らかにし、それが指し示す法の今後について展望してみたい。

28) 上述の森村『法哲学講義』は、ハートが、公機関や公務員により法が受容されていることが「一般人による受容よりも……はるかに重要だ」と考えていた、と指摘する（149頁）。

29) 中国で公務に携わる者には、国家機関等の公務員だけでなく、国有企業や公共事業体に従事する者、労働組合や婦人聯合そして大衆自治組織などの運営に関わる者、そして広く党務に従事する党員が含まれる。

Ⅲ 「新時代」の「法」

1 中国における「法」とは何か

公務に従事する者が（そして広く人民もまた）従うべきであると考えており、実際に従っているルールとして、まず念頭に上るのは間違いなく共産党が作る様々な規範的文書³⁰⁾であろう。これらの中には、國務院や関連の行政機関との連名で出されるものもあるが、「新時代」に至って公布主体や解釈権者を党（機関）とする例が顕著に見られるなど³¹⁾、往々にしてそれは実質的に党の各機関によるものと考えられ、また党（機関）の権威によりその実効性が保障されるものと考えられている。

上述の（「法治」に反するようにも見える）事例でも、その多くはこれらの文書に依拠するものであることがわかる³²⁾。これらの規範は、党への忠誠と党規への服従を宣誓している党员及び党の機関に対して強力な規範的効力を有するのは当然であるが、それはしばしば国家機関や公務員、ひいては一般の公民をも対象とするものとなっている。

次に、一見規範としての様相を持たないような党または指導者の講話的・心得的な文書なども、現実的・実質的に規範的な作用を持つことになる。

例えば、上記の「習近平思想」に係る各書物については、その学習とテストなどが幅広く義務付けられるとともに、不勉強な場合（このような指南や心得が指示するところを体現していない場合）には、軽ければ「学習」の繰り返し、重ければ「妄議中央」による降格・解職など、様々な不利益を被ることになる。

30) 概ね法規のような形式を持つ党（機関）作成の文書。脚注 31 のように「条例」等の名称を持つものが多い。

31) 例えば 1991 年の中央組織部と国家檔案局による「幹部檔案工作条例」は、「新時代の黨組織路線を貫徹する」ため、2018 年に「幹部人事檔案工作条例」に改められたが、それを公布したのは党中央弁公庁であり、その解釈権限は（党中央の指導下で同業務を主管する）党中央組織部にあるとされている（45 条）。

32) NY タイムスのスクープ記事は、ウイグルの強制収容が、実は習近平の指示に基づく数多くの内部文書により行われた、として、該当する大量の内部文書を公開（暴露）している（<https://www.nytimes.com/interactive/2019/11/16/world/asia/china-xinjiang-documents.html>）。

また、党中央の「新時代公民道德建設綱要」(2019年)の内容を概観すると、それは「社会主義核心価値観を全社会に強力に押し広める」ことを「全体的要求」(第1章)とするものであるが、その目的の実現ために、「理想信念の基礎構築」や「中華伝統美德の伝承」といった「重点任务」が定められ(第2章)、学校教育さらには「良好な家庭教育と家風を用いた道德品行の涵養」による「導きを深める」ことが求められ(第3章)、「礼儀・礼節の教化作用の十分な發揮」(第4章)、「ネット空間道德建設」(第5章)、「制度的保障」(第6章)そして「組織指導の強化」(第7章)が求められている³³⁾。

そして、これらの実現は往々にして法規ではなく、学習や心得に係る指標が示す(正負の)サンクションによることになる。上層から末端まであらゆる組織体で折りにつけ繰り返される「民主生活会」³⁴⁾、新しいスローガンが出るたびにその名前を冠して行われる「学習会」など、いずれも何らかの法規の規定によるのではなく、形式的には上が率先して下が従い、実質的には上から下への指標の下達とその実現の審査により担保されているのである³⁵⁾。

2 「法」の「全面的推進」

このように、中国で「法」として機能しているルールには、党の制定する文書ひいては党指導者による講話集などが広く含まれている。確かに、そのような「党治」のあり方は、「新時代」に限らず中国において長く見られるもので、ある意味で中国において伝統的に見られるもの、と言える面もある³⁶⁾。

33) いずれも同「綱要」の章名またはその内容から。なお、これらはスローガンまたは政策であって、実際に適用されるのはそれを受けて制定された法規等ではないか、という疑問もあるかもしれないが、これら党文書で示された抽象的な文言、とりわけ習近平の講話の文言は、往々にして一字一句そのままに伝承・学習され、それそのものの実現(体现)が求められ、その成否及び程度の如何が重要な指標となり、評価と(正負の)サンクションが行われることになる。

34) 各組織の指導者らが集い、組織と自らの職務や廉潔などについて自己評価と自己批判を行うもの。まず習近平の下で党中央政治局常委が揃って会を催し、その後全国の末端にまで至る党・政府・企業・事業体そして大衆自治組織(町内会や村)などで行われる。

35) この意味では、「徳」を提唱する指導者のお言葉などの類は行為規範的であり、その実行の有無について(正負の)実質的サンクションを伴う指標の類は裁判(評価)規範的である。

とはいえ、改革・開放期の「法制」下では「党政分開」（党政分離）が提唱され、党と国家機関の相対的分離が模索されたが、「新時代」になってこれはトーンダウンし、「党の指導」の下で国家機関がそれぞれの職務を行う「党政分工」（職務分担）が新たに提唱されている³⁷⁾。

同様に改革・開放期には、公務員を国家機関に従事する人員に限定しようとする試みも見られていたが、「新時代」に至って、一部の（重要な）行政機関を「正式に」党の機関の一部門とする（但し依然として行政上の権限を有する行政機関である）ことを含む一連の国家機構改革が行われるなど、Rule（統治）という点で党と国家の垣根はますます見えにくくなっている。

正に「党による指導」の下での「法治」の「全面的推進」と題する一連の改革が進められる中で³⁸⁾、事前に十分な議論も公表もなされないまま、突然行われた2018年の憲法改正で、（現行憲法では初めて）「党の指導」が本文（1条2項）に規定されたことは、（同改正で憲法前文に書き加えられた）「習近平新時代」における党と国家の関係を赤裸々に語るもの、ということができらるだろう³⁹⁾。

では、このような「新時代」の「法」の「全面的推進」とは、どのようなものなのだろうか。そこで生じている「深化」は、これまでの「法」をどのようにに変えようとしているのだろうか。

まず、党内法規の質的・量的拡充がその第一の特徴である。それは党中央そして指導部の党内法規重視の姿勢を明確に示すものであり、一面では党内事項を徹底的にルール化する、という点で党内にも「法制」を及ぼすものということができるが、前述のようにその効果は党内に止まるものではなく、また18回大会後

36) そもそも中国における「党治」は蒋介石が国民党統治期に打ち立て強化したものとされている。この点については王泰昇（台湾大学）「國民黨在中國の「黨治」經驗——民主憲政の助力或阻力？」『中研院法學期刊』第5期（2009年9月）69頁以下が詳しい。

37) 2017年の全人代期間中に当時「反腐败」の責任者であった王岐山が提唱したとされている。党の理論誌『求是』は「党政分工をどう理解すべきか」と題する文章で、「党が国家と社会に総合的統一的指導を行う権力ははく奪不可能かつ不可分である」としている（http://www.qstheory.cn/zhuanku/2017-04/18/c_1120831007.htm）。

38) 2014年の「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」が最も権威あるよりどころとされている。

39) これらの状況については加藤青延「憲法改正と機構改革で大きく変わった中国の統治構造」『武蔵野大学政治経済研究所年報』第17巻（2018年）19頁以下に詳しい。

の6年あまりで180もの(中央レベルの)党内法規が制定または改正されていることには⁴⁰⁾、その迅速性と広範性の過剰を危惧せざるを得ない。

次に、このような党内法規と「法規」との関係はどのようになるのか。この点について、習近平自身は、党規と国法の間関係というのは「偽命題」であり、そもそもそれらは矛盾しないのであって、「法は党の主張と人民の願いの統一的体現である」と述べている⁴¹⁾。

とはいえ、上記のような問題、とりわけ公民の自由や財産権を直接制限ひいてははく奪するような重要な問題について、「法規」から見てとても合法的とは思えない処理が「法に基づいて」行われた、とされる以上、論理的に考えれば、そのような処理の根拠となるもの(党の文書など)が「法規」よりも上位にあるはずだ、ということになるだろう。それは、結果として「法規」の位置づけをダウングレードし、「法」が示す目的に適合するときのみ(または目的を隠蔽するために)用いられる都合の良い根拠としてしまう。

さらに、党の制定する文書には、規範的なものだけでなく、道徳、思想そして精神などに関する指南や心得、といった幅広い範囲のものが含まれる。そのため、中国の「新時代」における「法」は、ある程度価値相対的に要件が定められてその効果が規定されるようなものに止まらず、形式上はサンクションを伴わない「社会主義核心価値」⁴²⁾の「徳」が漠然と求められ、やはり「徳」の見地からそれが評価され、実質的には(正負の)サンクションを伴う効果が生ずることになる。それは、道徳と法の区別が不明確ないわば「礼法合一」的な「法」である、ということができるだろう。

実際に、習近平が述べるように、党規と国法だけでなく道徳もまた同じ目的・同じ効果のために一体的に構築されるのであり、それを整合的に読む必要があるだろう⁴³⁾。思うに、道徳・倫理面での崇高な要求と併せ、個別・具体的な問題について時勢の必要に応じて矢継ぎ早に出される党規は、一面で高い「徳」によ

40) 2019年9月15日党中央弁公庁記者会見時の担当者発言による。

41) 2018年8月24日習近平「新时代全面依法治国的根本遵循」から引用。

42) 現在街角のポスターや通りのパナーなど、至る所で絵や写真または動画入りで提唱されている。但見・前掲注12)・1頁など。

る「権威」を備えるとともに、他面では現実的問題対処の実効性を備えている⁴⁴⁾。

このように、「新時代」の「法」は、一面では習近平の「核心」さらには「一尊」化とインタラクティブに「推進」され、その「権威」を高めるとともに、個別・具体的な問題に迅速に対応することで、安定した秩序と効果的な治安管理を行うことが目指される。それは党中央から示された理念・目的を、末端まで至る詳細な任務・指標で実現しようとするものであり、(主に党規という形での)命令の質・量における拡大こそが、「新時代」の「法」の「全面的推進」という事態である、ということができよう。つまりそれは、「人治」から「法治」へという意味での「全面的推進」などではなく、むしろ(中国特色的な)「法」と「人治」の相乗的「全面的推進」というべきものなのである。

3 「法」の今後

以上のような「法」のあり方は、では、「新時代」の「法」と「法治」をどこに導いていこうとしているのか。ここでは我々(外国)とのかかわりも含め、より広い視点から「法」の今後について展望してみたいと思う。

中国には外国人にも大いに関係する(むしろ外国人なしには存在しえない)「反スパイ法」(2014年制定)という法律がある。これはスパイ行為に対する警戒とその防止及び打撃を主な目的とするものであるが、そのキー概念というべき「スパイ行為」の定義について規定する第38条は、「本法に言うスパイ行為」についていくつかの例を掲げたうえで、「その他スパイ活動をおこなったとき」と規定している(第5号)。

このような規定方式のため、(少なくとも一部の)「法規」については、より高

43) 例えば中共中央政治局第37回集団学習時の習近平講話 (<http://cpc.people.com.cn/n1/2016/1211/c64094-28940092.html>) 「法律は成文の道徳であり、道徳は内心の法律である」「道徳要求を法治建設の中に貫徹しなければならない」など。

44) NYタイムズなどが報じた通称「ウイグル・ペーパー」は、ウイグルの「職業訓練センター」が習近平の「権威」に基づいて展開したことを示すとともに、末端の党・政府の管理人員が「学習員」に対して行うべき説得と教育を細かく記す「問答集」の存在も暴露している。

次の「法」の存在がなければその意味内容が決まらない、ということになり、それは「法規」の位置づけを一層低下させることになる⁴⁵⁾。

このような「法規」の位置づけの低さのため、事が「重大」であればあるほど（それも「法規」ではわからないが）、公開された各「法規」ではなく、（より末端に近い指導者による）内部の直接的指示や秘密裏の談話・会議録、ひいては所謂「お茶会」⁴⁶⁾等で示された真の「法」に従うことが必要になる。ここまで紹介した「新時代」の不思議な事件も、しばしば秘密裏の会議や内部文書、そして個別・具体的な直接の指示がその根拠であるとの指摘が見られている⁴⁷⁾。

それはますます「法規」の位置づけを低下させるとともに、「法」をもはや Law とコンバーチブルな関係から切り離し、徹底的に「中国特色」的「法治」における恣意的かつアド・ホックな命令に過ぎないものとさしめる。蓋し、そこには自然法的な価値や原理どころか、凡そ法であれば当然伴うと考えられる基本的前提、すなわち法の形式性や一般性、固定性や明確性、段階性や予測可能性、ひいては公開性すら備わらないように見えるからである⁴⁸⁾。

45) これは「スパイ行為」のみに特殊なことではない。例えば「邪教」(カルト)について、中国ではこれを厳しく取り締まる法規・規定が数多く存在するが、「邪教」とは何か、についてはわずかに最高人民法院等の司法解釈があるにすぎない。これ自体そもそも立法機関による規定ではなく、判決において適用法規とすることができないものであるが、その文言もまた、「宗教、氣功またはその他の名義を冒用して設立し、主要分子を神格化・鼓吹し、迷信邪説等の製造・散布などの手段を利用して他人を蠱惑・欺罔するもの」(2017年「最高人民法院最高人民検察院のカルト団体を組織・利用して法律の実施を破壊する等の刑事事件に法律を適用する際の若干の問題についての解釈」第1条)など、より高次かつ実質的な基準による判断を別途必要とするものになっている。

46) 中国で俗に「(関連当局に)お茶を飲みに行く」と揶揄されているもので、行政や党の主管部門が「望ましくない」行為をする(可能性のある)者や「望ましい」行為を求められる企業責任者などを呼び出し、懇談の中で明に暗に指示を行うことを意味する。

47) 上記「ウイグル・ペーパー」が正にそうであるが、2015年にSNSグループ内でのファイル共有が問題となって幾人もの有罪判決が下った貴陽市活石教会の「国家機密漏洩」事件では、貴陽市の党関連組織が作成した同教会員の名簿が後に「国家機密」と認定されている。

48) 浙江省などでは2014年頃から十字架や教会の破壊がしばしば発生しており、当局が抵抗する信徒を抑えて教会を取り壊す映像が生々しく紹介されている。ちなみに憲法では明文で「宗教信仰の自由」が規定されており、しかもこれら教会のいくつかは党・政府公認(その管理下)の「三自愛国教会」である。これは憲法や法律の規定の意味のなさを露呈するとともに、その規模の大きさは正に、現実の法執行の根拠となる(「法規」とは異なる)高次の「法」の存在を示している。

そして、現在この「法」のあり方には、さらに新しい変化が見られている。それは従来から党が管理する「檔案」(国民個人ファイル)に、中国全土に設置された高精細の監視カメラにより得られた情報、金融機関を中心に蓄積された取引・金融情報、日常のスマートフォンやネットでの通信内容、そして違法・不当・破廉恥(または立派な)行為に関する情報などを組み合わせて、刑事・民事・行政に幅広く及ぶ信用スコアのリストを作成し、当該個人さらには家族に対し、金融や取引だけでなく、移動・居住・教育・医療そして行政手続など日常生活に幅広く及ぶ(正負の)サンクションを課すことで、「信用喪失」行為を事前に防止(事後に矯正)しようとするものである⁴⁹⁾。

事ここに至ると、何が法なのか、何に従うべきなのか、という問い自体がそもそも不要になっていく、と言えそうだ。蓋し、日常的に行為のスコアが蓄積され、そのデータに基づいて(正負の)サンクションがなされるので、人々はそれに合わせて行為を矯正すればよいからである。ただそうだとすると、少なくともこの部分についていう限り、既に事態は法の概念について本稿が依拠したハートの理解、すなわち公務員ひいては人々の「受容」という態度からは切り離され、むしろハートがオースティンを批判した際の結論、すなわち「命令、習慣、服従というような単純な観念は、法の分析にとって適切ではありえない」⁵⁰⁾という結論に真っ向から反するシンプルな「法」の姿が浮かび上がってくる。

そして、このシンプルさは、このような「法」が世界に広がる原因の一つとなっており、実際に同様の監視システムを直接中国から導入しようとする国家も増加している、とされている⁵¹⁾。このような中、中国で高まる国際的舞台での「話語権」⁵²⁾奪回(再構築)の主張には、民主や法治の良し悪しを西側の概念で測るのは間違っている、とする従来の防御的な姿勢を超えて、中国(共産党)が考える「民主」や「法治」の概念を新しいスタンダードとして積極的に発信していくべきだ、という攻めの意識が感じられる⁵³⁾。

49) 但見・前掲注12)・291頁以下参照。

50) H. L. A. ハート『法の概念』(矢崎光圀監訳、みすず書房、1976年)86頁。

51) RFA 記事 (<https://www.rfa.org/mandarin/yataibaodao/renquanfazhi/hj-05072019113706.html>) に詳しい。

翻って日本を見ると、民主や法治といった価値観を西側世界と共有する、と謳ってはいるが、付度やシュレッダー事件などを見るにつけ、そこに浮かび上がる法の姿は、実は中国の「法」に近いように思われてならない。よしんばそうでないとしても、常識や空気に従順なわが国民性からすると、法治や法の意味自体、新しい「普遍」の成否（強弱）により大きく変わっていくのかもしれない。

おわりに

本稿は、森村の「法哲学講義」における中国に関わる記述を手がかりに、また同書に示される法概念についての理解を用いて、中国の「法」について考察を行ってきた。そんなわけで本稿の考察は同書に負うところ大（もちろん考察の不足や稚拙は同書のせいではない）なのだが、同書の記述には一つだけ気になる内容がある。

それは一つの記述というより、一連の記述に表れた一つの理解、というべきものであるが、例えば同書60頁には「中国や（日本の）法観念は、〈国家が人民を支配するための手段〉というものだった」とあり、また61頁では「ともかく原則的には、法とは支配階級から被治者に対して向けられた命令だった」とされ、さらに63頁では、「（法家と儒家のいずれも）法と道徳と同一視せず、むしろそれを脱道徳的な支配の手段として考えていた」と述べられ、64頁では「伝統的な東洋の法治国の観念では、公務員が法に従うべき義務よりも、一般の国民の順法精神が重視されがちである」とされている。

これらの記述は常識的・一般的な理解に近いであろうし、論者もそれが誤りだと言うわけではない。ただ、（律令の理想ともされる）唐律から数えれば約1400

52) 中央党校副教授の孫培軍は、「西側民主は『話語』覇権を握ったかのようであるが」「歴史的・時代的に限定されたものに過ぎない」とする（『从普世价值批判的角度看西方民主话语在中国的传播误区』『国外理論動態』2017年11期）。なお「話語権」は日本で「発言権」と訳されることが多いが、その概念が持つ意味、ひいてはナラティブ全体を決定する権限（権力）、という意識が強く見られることからすると、それはむしろ世界の意味を語り、その物語を決する権限（権力）、というべきものであろう。

53) 孫・前掲注52)。

年、(秦朝による) 制定法を用いた中央集権的統治構造の確立から数えれば2200年を超える中国の伝統的「法治」において、法が徹底的に支配ないし管理しようとしたのはむしろ官吏であり、刑事法と行政法に係る内容はその多くが官吏の行為規範とその不当・違法についての処罰に関するもの、と言われている⁵⁴⁾。

また、社会不安や天変地異を広く統治者の「徳」に結び付ける伝統的統治観念、そして「十悪」や「服制」に代表される「人の道」を規定本文に取り込んだ律の姿は、むしろ道徳を反映したものとしての律(ひいては「法」)のあり方を思わせる。そもそも正義や権利という意味を持つことの多い西洋の概念とは異なり、「法輪」(仏法)や「法界」(全宇宙)といった用法を持つ「法」⁵⁵⁾という言葉は、むしろ人倫を超えた真理といったより高次のニュアンスを持つものであり、そこには純然たる道具主義よりも、むしろコモン・ロー的な伝統・慣習主義、ひいては宗教的・アニミズム的な要素が色濃く感じられるように思われる。

農民蜂起で知られる陳勝の「王侯将相いづくんぞ種あらんや」との言葉を借りるまでもなく、古来より見られる中国人の効用主義・実質主義は、支配階級と被支配階級の区別を漠然とさせ、統治者をも同じ「種」として包摂的に従える「天」の下に、天命に従えば栄え、天命に背けば減ぶ、という「理」を構築してきた。律の条文は、少なからずこの「天理」を「法理」に反映しようとしたものであるように思われるのである。

角度を変えてみたとき、森村の指摘により得られた啓発は、指導者の「徳」を取り込もうとする「新時代」の「法」が、中国の伝統から見たとき決して特異なものではなく、むしろそれを継承するある種正統なものというべき側面を持っているようにも思われる。雑駁な思いつきに過ぎないとの憾みはあるが、今後の課題として心にとどめておきたい。

54) 明初に洪武帝が公布した「大誥」は、律の規定をはるかに上回る刑の重さと残虐さで知られているが、「条文全体の80%ほど」が「汚職官吏への警告と懲罰」に関するもの、とされている。葉孝信『中国法制史』(復旦大学出版社、2008年)291頁。

55) 「法(濃)」という文字について、それを構成する「鷹」は伝説の一角獣であり、一説にはこの獣が水を恐れることから、「権力」という「獣」を水で閉じ込める、という意味がある、とされている。